

さいたま市告示第 1 4 2 3 号

さいたま市議会資産等公開審査会条例（平成 1 5 年さいたま市条例第 4 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく審査の申出をするのに必要な者の数について、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

さいたま市長 清水 勇人

1 さいたま市議会資産等公開審査会条例第 3 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の 1 0 0 分の 1 の数

1 1, 2 6 6 人

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課情報提供係

(2) 電話 0 4 8 (8 2 9) 1 1 1 7